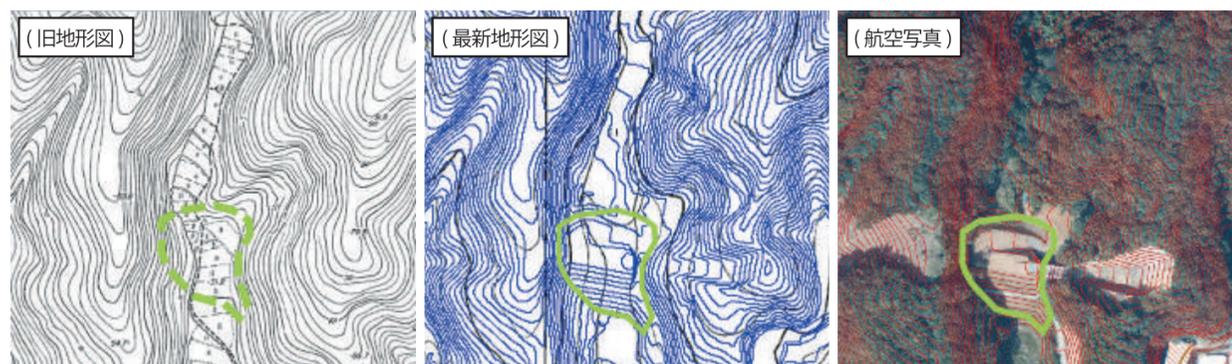


## 既存盛土の分布調査

分布調査は、古い地形図と最新の地形図とを重ね合わせて、地形の変化を比較、判読して、盛土や切土を抽出します。抽出後は、面積、高さ、利用状況等の把握を行い、分類する作業を行います。

※調査においては3次元点群データから作成した地形図も活用しています。



盛土される前は、谷間にある田んぼでした。

新旧地形図を比較して、盛土を抽出。

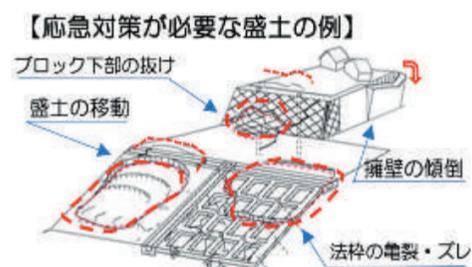
抽出した盛土を、3次元点群データや航空写真等で確認。

## 既存盛土の応急対策必要性・安全性

既存盛土の分布調査を行った後、応急対策が必要な盛土であるか、安全性を確認する必要がある盛土であるかを評価するため、各種資料を参考に机上での確認と現地での確認を行います。



<危険な盛土、盛土移動のイメージ>



## 調査への協力をお願い

既存盛土の調査は、今後数年かけて実施します。現地調査の方法は、公道等からの目視確認や必要に応じて現地の盛土を直接確認します。つきましては、県や中核市（長崎市、佐世保市）が行う現地調査等について、ご理解、ご協力をお願いします。



<現地立入調査のイメージ>

特集  
02

# 盛土規制法（既存盛土調査）

## 概要 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）とは・・・

盛土規制法は、盛土等による土砂災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、令和5年5月26日に施行されました。

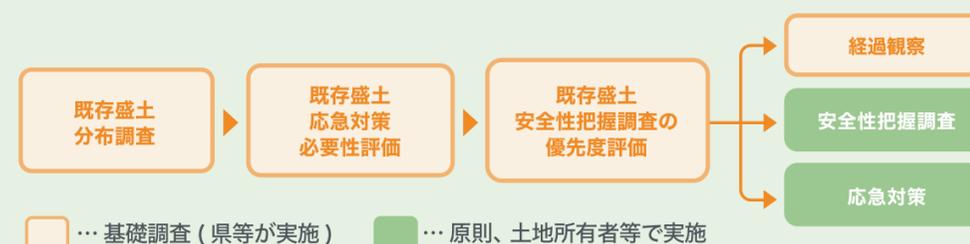
長崎県及び中核市（長崎市、佐世保市）では、今年度から『規制区域の指定』及び『既存盛土』の基礎調査を実施しています。

※規制区域の指定については、DOVOC通信ながさき10月号（No.52）の特集02を参照ください。（QRコード参照）



## 基礎調査（既存盛土）とは

既存盛土とは、過去に施工され、すでにある（現存する）盛土のことです。調査は、盛土の安全性の把握を目的として、まず最初に既存盛土等の抽出を行い、分布の把握を行います。次に、抽出した既存盛土について「応急対策の必要性」や「安全性把握調査を行う優先度」の評価を行います。



※抽出した既存盛土がすべて危険な盛土というわけではありません。

今回の調査は、既存盛土が危険な状態でないか、もしくは危険な状態になろうとしていないかなど、盛土の状態を評価する調査です。調査結果に基づき、今後、既存盛土の経過観察、安全確認のための把握調査、又は応急対策を行うべきかの判断を行います。



<公道等からの調査状況のイメージ>